

第48回サステナビリティ基準委員（SSBJ） での審議の概要

2025年2月6日開催

2025年2月7日

第48回の審議では、これまでの審議の結果を踏まえたSSBJ基準の文案の修正に関する審議と、2025年1月29日にISSBのボード会議で提案されたIFRS S2号改訂への対応、世界産業分類基準（GICS）の取扱い等について審議が行われました。

【第48回SSBJで審議された事項】

審議事項

1. IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発

- (1) IFRS S2 号改訂への対応（審議事項A2-1）
- (2) 世界産業分類基準（GICS）の取扱い（審議事項A2-2）
- (3) 「適用基準」の文案（審議事項A1-2）（※1）
- (4) 「一般基準」の文案（審議事項A1-3）（※1）
- (5) 「気候基準」の文案（審議事項A2-3）（※1）
- (6) 「公表にあたって」の文案（審議事項A1-4）（※1）

（※1） 審議事項A1-2、A1-3、A1-4、A2-3については、資料は非公開

2. 2025年2月開催のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応

（審議事項B11）

1. IFRS S1号及びIFRS S2号に相当する基準の開発

SSBJでは、2024年3月29日に公表したサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という）（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）及び2024年11月29日に公表した公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「2024年11月公開草案」という）に寄せられたコメント（コメント期限2025年1月10日）への対応について、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標に再審議を行っています。上記1.(2)から(6)の事項は、これまでの審議の結果を踏まえて、SSBJ事務局が提案を行ったものです。

（※2） 2024年3月公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

(1) IFRS S2号改訂への対応（審議事項A2-1）

2025年1月29日に開催された国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）のボード会議では、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）の改訂が提案されています。改訂案に対する公開草案が公表されることになった場合、2025年中の確定を目指すことが示唆されています。

このISSBによるIFRS S2号の改訂について、SSBJが2025年3月末までに公表することを目標としているSSBJ基準における取扱いを検討することを目的として、以下の事務局の対応（案）が示されました。

【事務局提案】

- ① ISSBよりIFRS S2号の改訂案が公表された場合、当該改訂案についてSSBJにおいて審議のうえ、（賛否にかかわらず）コメントを提出する。
- ② ISSBよりIFRS S2号の改訂案が公表された場合、その内容をSSBJ基準に取り入れるかどうかについて当委員会で審議のうえ、速やかに（ISSB基準の改訂の確定を待たずに）SSBJ基準の改正に関する公開草案を公表する。
- ③ ISSBが2025年中にIFRS S2号の改訂を確定させた場合、2026年3月末までにSSBJ基準の改正を確定させることを目標とする。
- ④ 改正後のSSBJ基準は、関連する改訂後のISSB基準が適用可能となった日以後、適用可能とする旨の定めを含める。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(2) 世界産業分類基準（GICS）の取扱い（審議事項A2-2）

2024年3月公開草案に寄せられたコメントのうち、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報の開示において用いることを提案している、「世界産業分類基準（以下「GICS」という）の取扱いについて、以下の事務局の対応（案）が示されました。

【事務局提案】

- ① 2024年3月公開草案を変更し、産業別に分解したファイナンス・エミッション及びグロス・エクスポートの開示を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンス・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める。（2024年3月公開草案から変更あり）
- ② 気候基準の結論の背景において、GICSの使用に関する要求事項に関連して、対応するISSB基準を改訂するかどうかの議論がISSBにおいて行われているため、当面の間、開示を求めないものの、適用基準における「本基準公表後の対応」（※3）のとおり、ISSB基準が改訂された場合には、SSBJ基準においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定であることを記述する。（2024年3月公開草案に含まれていない提案）

（※3）第45回SSBJ委員会（2024年12月16日開催）審議事項A1-2「確定基準公表後の対応」において、「本基準公表後の対応」として適用基準に含める予定、とされています。なお、②の文案は審議事項2-2の資料では非公表とされています。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(3) 「適用基準」の文案（審議事項A1-2）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた適用基準の文案（2025年1月23日開催の第47回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(4) 「一般基準」の文案（審議事項A1-3）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた一般気候基準の文案（2025年1月23日開催の第47回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(5) 「気候基準」の文案（審議事項A2-3）

【事務局提案】

これまでの再審議の内容を踏まえた気候基準の文案（2025年1月23日開催の第47回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

(6) 「公表にあたって」の文案（審議事項A1-4）

【事務局提案】

SSBJ基準公表のための「公表にあたって」の文案（2025年1月23日開催の第47回SSBJ委員会で審議された文案からの変更点に変更履歴を付したもの）が、事務局より示されるとともに、主な変更箇所について事務局より説明されました。

【審議結果】

審議の結果、事務局の提案が基本的に支持されました。

なお、「1. IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発」に関する審議の最後に、川西委員長より、本日の審議を踏まえて上記(3)から(6)の文案を修正し、次回の第49回SSBJ委員会（2月19日予定）で(3)から(5)の確定基準の公表を議決する方向性（最終的な確定基準は事務局でのエディット等があるため2025年3月末までの公表を予定）が示されました。

2. 2025年2月開催のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応

川西委員長より、2025年2月18日に開催予定のSSAFへの対応について説明がなされ、審議が行われました。

[参 考：第48回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会](#)

[関連記事： 第47回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第46回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

[第45回 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）での審議の概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都府県に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>